

令和7年12月16日

令和8年度「行政手続き通知のデジタル化 推進のためのガイドラインの検討」 プロポーザル実施要領

1 楽旨

本要領は、公益財団法人特別区協議会（以下「協議会」という。）が事務局となり、特別区長会調査研究機構（以下「機構」という。）が実施する調査研究等の支援業務委託事業者をプロポーザル方式により選定する手続きについて、公益財団法人特別区協議会プロポーザル方式実施要綱（平成27年11月2日付常務理事決定、平成28年12月20日改正）に基づき、必要な事項を定める。

機構は、特別区及び地方行政に関わる課題について調査研究を行うことにより、特別区長会における諸課題の検討に資するとともに、特別区の発信力を高めることを目的に設置された。

2 業務の概要

(1) 件名

令和8年度「行政手続き通知のデジタル化推進のためのガイドラインの検討」に関する調査研究等支援業務委託

(2) プロポーザルの実施方法

研究プロジェクトを進めるにあたり、豊富な経験と高度な知見を有する事業者の支援を得るために、本件業務委託に最も適した事業者を公募型プロポーザルにより選定する。

なお、研究プロジェクトのメンバーは、学識経験者、研究テーマ提案区職員その他特別区職員で構成する。研究会の体制は、要求水準書（別紙1）を参照のこと。

(3) 業務の内容

要求水準書（別紙1）のとおり

(4) 履行場所

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館

ただし、必要に応じて、別に会場を設定する場合もある。

(5) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(6) 事業の上限額

12,359千円（税込）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではないことに留意すること。

3 参加資格要件

- (1) プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる資格要件を全て満たさなければならない。
- ア 対象となる契約案件の業務について、協議会の契約事務規程第7条に掲げる競争入札参加資格を有していること。
 - イ 契約を締結する能力を有しない者に該当しないこと。
 - ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条1項各号に掲げる者に該当しないこと。
 - オ 協議会の指名停止を受けていないこと。
 - カ 協議会契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年2月4日理事長決定）による入札参加除外者でないこと。
 - キ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (2) (1) アに掲げる協議会の競争入札参加資格満たさない者であっても、参加表明の際に次に掲げる書類の提出があった場合は、(1)アの資格要件を満たす者として取り扱うことができる。
- ア 登記簿謄本（履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの））
 - イ 身分（身元）証明書及び後見登記等ファイルに成年被後見人、被補佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人には後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書（個人に限る。発行後3か月以内のもの））
 - ウ 財務諸表（貸借対照表・損益計算書、直前決算のもの）
 - エ 納税証明書 その3の3（法人税と消費税及地方消費税）
- (3) 事業者が契約締結までの間に、上記(1)及び(2)記載の参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

4 スケジュール（予定）

内 容	日 程
公募の開始と期限	令和7年12月16日（火）～令和8年1月7日（水）午前10時まで
参加予定申請書及び質問票の提出期限	令和8年1月7日（水）午後3時まで
質問票に対する最終回答日	令和8年1月14日（水）
参加表明書等の提出期限	令和8年1月21日（水）
参加資格審査の結果通知	令和8年1月28日（水）まで
企画提案書等の提出期限	令和8年2月12日（木）

内 容	日 程
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年2月26日（木）
審査結果通知・発送予定	令和8年3月2日（月）
契約締結	令和8年4月1日（水）

※ 記載の日程は変更する場合がある。

※ 各書類の提出は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前10時から午後3時まで。

5 参加申込等

(1) 参加に係る事前配布書類

ア 配布書類

- ① プロポーザル実施要領
- ② 要求水準書（別紙1）
- ③ 参加予定申請書及び質問票（様式1）
- ④ 参加表明書（様式2）
- ⑤ 企業概要（様式3）
- ⑥ 企画提案書要旨（様式4）
- ⑦ 受託実績届出書（様式5）
- ⑧ 担当者の同種又は類似業務の実績（様式6）
- ⑨ 管理監督者の同種又は類似業務の実績（様式7）
- ⑩ 副担当者の同種又は類似業務の実績（様式8）
- ⑪ 見積書（様式9）
- ⑫ 企画提案書等作成要領（別紙2）

イ 配布時期

公示の日から令和8年1月7日（水） 午前10時まで

ウ 受取方法

協議会ホームページからのダウンロードによるものとする。

（ホームページアドレス <https://www.tokyo-23city.or.jp/>）

(2) 参加予定申請書及び質問票の提出

※ 企画提案書等作成要領（別紙2）に基づき作成すること。

ア 提出書類

参加予定申請書及び質問票（様式1）

イ 提出方法

下記「13 担当部署」に記載の担当者に連絡の上、電子メールアドレスを確認し電子メールにより送付すること。

なお、プロポーザルの応募又は企画提案書の作成に当たり疑問等があ

る場合は、当様式に質問事項を記載して提出すること。

ウ 提出期限

令和8年1月7日（水） 午後3時まで（必着）

エ 質問への回答

参加予定申請書及び質問票を提出した全事業者に対し、令和8年1月14日（水）までに電子メールにより回答する。なお、電話及び口頭等での個別対応は行わない。

(3) 参加表明に係る書類の提出

※ 企画提案書等作成要領（別紙2）に基づき作成すること。

ア 提出書類

- ① 参加表明書（様式2）
- ② 企業概要（様式3）
- ③ 協議会の競争入札参加資格を有しない場合は、上記「3 参加資格要件（2）」に定める各書類（写し可）

イ 提出方法

下記「13 担当部署」に記載の担当者に連絡の上、持参又は郵送すること。

ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期限までに必着のこと。なお、提出期限内に参加表明書等の提出のない場合は、参加の意思がないものとみなす。

ウ 提出期限

令和8年1月21日（水）まで（必着）

※ 持参する場合は、休日等を除く午前10時から午後3時まで

エ 参加辞退

参加表明書提出後、参加を辞退する場合は、速やかに下記「13 担当部署」に記載の担当者へ連絡の上、参加辞退届出書（任意様式）を提出すること。

6 参加資格審査

参加資格要件を審査し、企画提案書等を提出する事業者を選定する。資格不備の場合は失格とする。審査結果は令和8年1月28日（水）までに電子メールにて通知する。

なお、参加表明者が1者のみの場合でも資格審査は実施し、審査の結果、適切な参加事業者がいない場合、再募集を行う場合がある。

7 企画提案書等の提出

参加資格審査に合格した者は、下記のとおり書類を提出すること。

※ 企画提案書等作成要領（別紙2）に基づき作成すること。

(1) 提出書類

※ 企画提案書と様式4～7は、8部（会社名等記載1部、会社名等未記載7部（マスキング可））提出する。併せて、各書類の電子データを提出すること。

- ア 企画提案書（任意様式）
- イ 企画提案書要旨（様式4）
- ウ 受託実績届出書（様式5）
- エ 担当者・副担当者の同種又は類似業務の実績（様式6）
- オ 管理監督者の同種又は類似業務の実績（様式7）
- カ 副担当者の同種又は類似業務の実績（様式8）
- キ 見積書（様式9）
- ク 110円切手を貼り、会社の宛名を記入した返信用封筒 1通

(2) 提出方法

下記「13 担当部署」に記載の担当者に連絡の上、持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期限までに必着のこと。なお、電子データは、電子メールもしくはファイル転送サービスを用いて提出期限までに必着のこと。

(3) 提出期限

令和8年2月12日（木）まで（必着）

※ 持参する場合は、休日等を除く午前10時から午後3時まで

(4) その他

参加事業者は、企画提案書の提出をもって本要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

8 審査方法等

(1) 選定委員会

企画提案書等の審査は「行政手続き通知のデジタル化推進のためのガイドラインの検討」に関する調査研究等支援業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行い、本業務委託の履行に最適な提案者の選定を行う。

(2) 審査方法

参加事業者ごとに、提出された企画提案書等及びプレゼンテーション等の内容により評価点を付す。

なお、評価の結果、最適な提案に該当する事業者がいなかった場合は、再募集を行う場合がある。

(3) プrezenteeshon及びヒアリング

ア 実施日時及び実施場所

令和8年2月26日（木）

実施日時及び実施場所等の詳細については別途通知する。

イ 実施方法

1 提案者の持ち時間は30分（プレゼンテーション20分程度、ヒアリング10分程度）とする。

ウ 留意事項

- ① 実施する順番は参加表明書の受付順とする。
- ② 企画提案書の内容でプレゼンテーションを行い、他に説明用の資料は配付しないこと。ただし、企画提案書の内容を抜粋して、プレゼンテーション用スライドに加工することはできる。また、スクリーンに投影するスライドに限り、印刷して配付することができる。
- ③ スクリーン、プロジェクターについては協議会で準備する。
- ④ プrezentation及びヒアリングについては、本業務を受託した場合の主たる実務担当者が行うこと。

9 評価項目

受託実績、業務の執行体制、研究の全体像・各調査に関する考え方、報告書作成についての方針等とする。

10 最適な提案者の選定

(1) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、参加事業者全員に書面により通知する。

また、選定結果は協議会ホームページで公表する。選定事業者名及び得点を公表し、それ以外の者は得点のみを公表する。

(2) 契約の締結

選定された事業者と契約案件の仕様内容を協議し、契約を締結する。

なお、選定した事業者が辞退したとき、資格要件を欠くと判断されたとき、又は契約が不調となったときは、次点者と順次契約の交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

11 責任分担区分等

(1) 業務に係る協議会と受託事業者の責任分担区分

種類	内容	負担者	
		協議会	受託事業者
業務の中止・ 延期	協議会の指示によるもの	<input type="radio"/>	
	受託事業者の業務放棄、破綻		<input type="radio"/>
計画変更	受託事業者の業務計画の変更		<input type="radio"/>
運営費変更	上記業務計画の変更以外の受託事業者の要因による運営費用の増大		<input type="radio"/>

第三者賠償	受託事業者の責に帰すべき事由による場合		<input checked="" type="radio"/>
	上記以外	<input checked="" type="radio"/>	
実施水準	仕様書等で定める水準に不適合である場合		<input checked="" type="radio"/>

(2) 業務継続が困難となった場合の措置

受託事業者は、業務の継続が困難になったとき、又はその懸案が生じたときは速やかに協議会に報告することとし、その場合における措置は次のとおりとする。

ア 受託事業者の債務不履行の場合

受託事業者の責に帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じたときは、協議会は受託事業者に対して、期限を付して修復策の提出及び実施を求めることができるものとする。この場合において、受託事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、協議会は契約を解除し、及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

イ 協議会の債務不履行の場合

協議会の責に帰すべき事由により業務が困難となったときは、受託事業者は契約を解除できるものとする。この場合において、受託事業者が契約を解除したときは、受託事業者は協議会に対して、これにより生じた損害賠償を請求することができる。

ウ 不可抗力等による場合

不可抗力その他受託事業者の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となったときは、協議会と受託事業者は業務継続の可否について協議を行う。この場合において、継続が困難と判断したときは、協議会は契約を解除できる。

12 その他

- (1) プロポーザルへの参加にかかる一切の費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は理由の如何に関わらず返却しない。
- (3) 提出書類はプロポーザルによる選定以外の目的には使用しない。
- (4) 提出期限以降における各提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提案書作成のために取得した業務内容等の情報は、協議会の許可なく公表又は使用してはならない。

13 担当部署

公益財団法人特別区協議会

事業部調査研究課 宇田川・小暮

〒102-0072 千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館4階

電話：03-5210-9782